工事設計図	新潟県土木部都市局営繕課

工 事 場 所

建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備 考

仕 様 書

Ⅰ．共通仕様

１．本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。

新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下「標仕」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和７年版」（以下「標準図」という。）による。

改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和７年版」（以下「改修標仕」という。）及び標準図による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は標仕による。

２～４及び別表は省略。

（「新潟県土木部建築工事仕様書作成要領別記３『機械設備工事共通仕様』」のとおり。新潟県ホームページを参照）

Ⅱ．特 記 仕 様

凡　例

（１）　章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。

（２）　特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。○印と ⊗ 印のある場合は、両方を適用する。

（３）　根拠項目の(a-b.c.d)は、標仕の第a編b章c節d項を表す。

章	項目	特記事項	根拠項目
1 一般事項	1　工事実績情報ｼｽﾃﾑ（ｺﾘﾝｽﾞ）への登録	請負工事費５００万円以上の場合登録する。	(1-1.1.4)
	2　概成工期	※ 無　・ 有　（工期　令和　年　月　日）	(1-1.2.1)
	3　内部の工事期間等	着手 令和　年　月　日 ～ 終了 令和　年　月　日 とする。 部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により施設内部の使用を開始する。	
	4　電気保安技術者	※ おく　・ おかない	
	5　主任技術者	主任技術者は昇降機等検査員であること。	
	6　発生材の処理等	<表－３>「発生材の処理等」のとおり。	(1-1.3.9)
	7　完成図等	下記のものを作成し提出する。なお、作成方法・部数等は監督員の指示による。 製本（完成図・施工図）、ＣＡＤデータ、　保全に関する資料	(1-1.7.2) (1-1.7.3)
	8　施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	
	9　工事完成写真	工事完成後、整理のうえ監督員に提出する。 提出部数　A4：１部（電子ﾃﾞｰﾀ（PDF等）も提出） 工事完成写真は昇降機、その他の主要機器等とし、改修工事については、主要な部分の改修前と改修後が、比較できるものとする。このほか特に監督員が必要と認め指示した箇所とする。	
	１０　工事施工状況写真	工事施工状況写真の撮影は、工事に係る材料、施工及び品質管理の状況が確認できるように行うものとし、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　営繕工事写真撮影要領（令和５年版）による工事写真撮影ガイドブック　機械設備工事編（令和５年版）」を参考に、撮影計画書を作成して、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、撮影計画書の作成を省略できる。 提出部数　部　印刷物若しくは電子ﾃﾞｰﾀ（DVD等のメディア）で提出する。	
	１１　他工事との取合い	本表５章除外工事事項による他　<表－４>　工事区分表による。	
2 共通工事等	1　足場・さん橋等	※　別契約で関係受注者が定置した物は、無償で使用できる。 ・　本工事で定置する。	(2-4.1.1)
	2　監督員事務所等	※　設けない・　設ける（仮設事務所内に監督員空間を　m^2程度確保する）	(2-4.1.1)
	3　工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない	
	4　工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない ・　既設設備に電力量計を設ける　・　発電機を使用する	
	5　仮設建物等	現場事務所、倉庫、下小屋等の仮設建物の位置はあらかじめ監督員の承諾を受け、すべて受注者の負担とする。	
	6　残土処理	※　構内指示の場所に敷き均し　・　構外搬出適切処理	
	7　耐震施工	昇降機技術基準の解説（（一財）日本建築設備・昇降機センター）による。 耐震安全性分類　・ 耐震クラスＳ1４　・ 耐震クラスＡ1４	(9-2.2.6)
	8　塗装工事	ブルボックス錆止塗装箇所　※　天井いんぺい部　※　シャフト内 上記以外のブルボックス　※　焼付塗装　・　調合ペイント２回塗 金属製露出電線管塗装箇所　※　屋外　・　電気機械室　・シャフト	(2-3.2.1)
	9　ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄ	図面に特記のあるもの及び特殊なものを除き新金属製　・　樹脂製 電力設備　ジョイントボックス用　・　丸形　※　角形 通信設備　ジョイントボックス用　※　丸形　・　角形	
	１０　ﾌﾟﾚｰﾄの用途表示	ジョイントボックス並びに器具を実装しないプレートには略称等を用いて用途を表示する。	
	１１　盤類の仕上色	分電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５ 制御盤、配電盤　※　指定色　・　ＪＥＭ１１３５	
	１２　呼び線	長さ１m以上の入線しない管路には１．２mm以上の導入線を挿入する。	
	１３　露出配管配線	改修工事においては極力隠蔽に心がけ、やむを得ず露出となる部分は予め施工図を作成し監督員の承諾を受けること。	
	１４　仮設備	仮設備項目（　・ 受変電　・ 自家発　・ 火災報知　・ 防犯　・ 電話） 仮設備期間（　・　図示　・　　）	
	１５　あと施工アンカー	<表－１>施工方法による。	
	１６　用語の説明	共通仕様の用語の定義によるほか<表－２>用語の説明による。	

章	項目	特記事項	根拠項目
3 昇降機設備	1　電気方式	動力　・　３相３線式（　・　２００Ｖ　・　４００Ｖ　）　・ 電灯　・　単相２線式（　・　１００Ｖ　・　２００Ｖ　）　・	(9-1.1.1) ～
	2　電動機の接地	・　単独接地　・　共同接地（　・　共通母線式　・　金属管接地式　）	(9-6.2.13)
	3　制御方式	・　可変電圧可変周波数制御方式　・	
	4　用途	・　普及型　・　一般乗用　・　人荷共用　・　非常用　・　住宅用 ・　寝台用　・　荷物用　・　エスカレーター　・　階段室型　・	
	5　型式	・　ロープ式　・　油圧式　・	
	6　機械室	・　機械室あり　・　機械室なし	
	7　運転操作方式	・　乗合全自動方式　・　群乗合全自動方式　・　全自動群管理方式　・	
	8　積載量,定員,速度	kg,　定員　　名,　速度　　m/min	
	9　管制運転等	・　地震時管制運転　・　火災時管制運転　・　非常用発電時管制運転 ・　停電時救出運転　・　ピット冠水時管制運転　・　浸水時管制運転 ・　閉じ込め時リスタート運転　・　緊急地震速報連動運転 ・　自動診断仮復旧運転	
	１０　遠隔保守監視ｼｽﾃﾑ	・　あり　・　なし	
	１１　防犯カメラ	・　あり　・　なし	
	１２　無償維持管理期間	※　あり　（　※　１年間　・　３ヵ月　）　・　なし	
	１３　その他	新潟県福祉のまちづくり条例に（　・　よる　・　よらない　） ・　車椅子仕様　・　視覚障害者仕様	
4 インターホン	1　用途	・　非常用　・　保守用	(9-2.2.5.2)
	2　通話方式	・　電話スピーカー形同時通話方式（親子式）　・	
	3　親機	・　卓上形　・　壁掛形　・　組込形（　　）	
	4　子機	・　壁掛形　・　組込形（　　）　・	
5 除外工事事項	1　建築工事関係	下記工事は建築工事にて行う。 ・　昇降路の建造工事及び各階出入口、インジケータ、押ボタン等の穴明工事 ・　乗場機器取付後の出入口廻りの壁及び床の仕上工事 ・　各階乗場出入口枠周囲のモルタル詰め工事 ・　ピット内防水仕上げ工事 ・　ピット床下部使用の場合の建築対策工事 ・　乗場に雨水が浸入するおそれがある場合の、ひさし、床勾配及び排水溝設備工事 ・　フック取付工事 ・　その他建築工事に関する工事 ・	
	2　電気設備工事関係	下記工事は電気設備工事にて行う。 ・　動力用電源（接地線を含む）の昇降路最下階受電箱までの引込工事 ・　照明電源の昇降路最下階受電箱までの引込工事 ・　昇降路から外部のインターホン用配管配線工事 ・　ピット内点検用コンセント設備工事 ・　エレベーター遠隔監視用配管配線工事 （昇降機最下階端子から最寄りの電話中継箱まで電話線用の配管配線工事） ・　インターホン取付位置から昇降路までの配管配線工事 ・　煙感知器 ・　その他電気設備に関する工事	
	3　機械設備工事関係	下記工事は機械設備工事にて行う。 ・　機械室の換気設備　・	
6 試験	1　機材の試験	標仕によるほか，下記のものを追加する。 ・	
	2　施工の試験	標仕によるほか、下記のものを追加する。 ・	
7 追加特記事項	1　公共事業労務費調査	※　協力する。	
	2　工事監理方式	共同監理　・　あり　※　なし	
	3　適用基準等	・営繕工事電子納品要領（案）(国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※　工事運行ﾏﾆｭｱﾙ（新潟県土木部都市局営繕課作成）	
	4　総合図	※　作成する　・　作成しない	
	5　工事成績評定	受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。（様式等は工事運行ﾏﾆｭｱﾙによる。）	
	6　アスベスト含有の建材	アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。	
	7　中間技術検査	・　低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を１回実施する。検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	
	8　意匠図について	各意匠図は参考図とする。	

<表－１>　あと施工アンカー

1　共通事項	(1)　既設のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄは原則として使用しない。やむを得ず既設のｲﾝｻｰﾄ及びｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄを再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。また、引張強度の確認試験については下記による。 （　　） (2)　あと施工ｱﾝｶｰについては機械設備工事標準図（施工19）による。 (3)　穿孔作業には、専用ﾄﾞﾘﾙ、振動ﾄﾞﾘﾙやﾊﾝﾏｰﾄﾞﾘﾙ等を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さのﾄﾞﾘﾙへの表示やｽﾄｯﾊﾟｰ付きﾄﾞﾘﾙの使用等を行う。
2　重要機器用のあと施工ｱﾝｶｰ	(1)　重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ｱﾝｶｰは金属拡張ｱﾝｶｰ又は接着系ｱﾝｶｰとし、耐震計算にて選定を行う。 (2)　金属拡張ｱﾝｶｰの仕様は、次による。 (ｱ)　金属拡張ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の金属系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　金属拡張ｱﾝｶｰのｾｯﾄ方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (ｳ)　金属拡張ｱﾝｶｰ本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (ｴ)　ﾀﾞﾎﾞ筋の種類、径及び長さは図示による。 (3)　接着系ｱﾝｶｰの仕様は、下記による。なお、下記により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (ｱ)　接着系ｱﾝｶｰは、(社)日本建築あと施工ｱﾝｶｰ協会の接着系あと施工ｱﾝｶｰ品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (ｲ)　接着系ｱﾝｶｰは、ｶﾌﾟｾﾙ型とし、接着剤の材質及びｶﾌﾟｾﾙの種類は図示による。 (ｳ)　接着系ｱﾝｶｰの埋込深さ及び許容引抜荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。 (4)　あと施工ｱﾝｶｰの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ｱﾝｶｰ技術管理士又は主任技士を置く。 (5)　あと施工ｱﾝｶｰ作業における技能者は、あと施工ｱﾝｶｰ工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第１・２種あと施工ｱﾝｶｰ施工士とする。 (6)　あと施工ｱﾝｶｰの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

<表－２>　用語の説明

(1)　「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
(2)　「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
(3)　「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
(4)　「取外し・再取付け」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。　[1-1.4.3]
(5)　「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時別の場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。

<表－３>　発生材の処理等

１．再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名	規　格	使 用 箇 所	再資源化施設名・所在地	備　考

２．建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発 注 機 関	工　事　名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備　考

３．建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

受入工事名／施設名称			
工事場所／施設所在地			
連　絡　先			
仮 置 場 所 の 有 無			
備　考			

４．建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記の場所に搬出するものとし積算している。

搬出する廃棄物名					
処 理 施 設 名 称					
施 設 所 在 地					
連　絡　先					
備　考					

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

５．建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第１８条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

６．自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。

７．協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

<表－４>工事区分表

注）　原則○印を適用する。

ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項　目		建	電	空	衛	昇			備　考
躯　体　関　係									
1.RC造（梁・壁・床）の貫通孔・開口部	貫通ｽﾘｰﾌﾞ材及び取付け	○	○	○	○	○			
	補強を要する型枠材及び取付け	○							
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○	○			防火区画、防煙区画
	貫通孔・開口部の補強	○							
	ｽﾘｰﾌﾞ・型枠の穴埋め	○	○	○	○	○			
2.S・SRC造・はり貫通口	S・SRC造貫通鋼管鋼管ｽﾘｰﾌﾞ・補強	○							
	使用されたｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
	予備ｽﾘｰﾌﾞの穴埋め	○	○	○	○	○			
3.設備機器の基礎	建築設計図に記入のあるもの	○							
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○				
	屋外・屋上の基礎	○							
	屋上基礎で押さえｺﾝｸﾘｰﾄにｱﾝｶｰしない軽微なもの		○	○	○				
	機器取付け用ｱﾝｶｰ・架台		○	○	○				
	屋内受水ﾀﾝｸ用の基礎	○							
仕　上　げ　関　係									
軽鉄天井・壁下地	補強を用するﾎﾞｰﾄﾞの切り込み及び下地の補強	○							
	補強を用しないﾎﾞｰﾄﾞの切り込み		○	○	○				
	開口部の墨出し		○	○	○				
電　気　関　係									
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○				二次側
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○						一次側
	機器と付属操作ｽｲｯﾁの取付け及び渡り配管配線			○	○				
その　他（工事区分を特に間違えやすい項目）									
天井材の取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△				小規模は監督員と協議
流し台、ガス台		○							
便所手洗いカウンター		○							衛生陶器は衛生設備
洗面化粧台					○				
誘導標識		○							誘導灯は電気設備
ガス漏れ警報器					○				ガス漏れ火災警報設備は電気設備
24H換気扇	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
湯沸器	機器納入				○				
連動スイッチ	取付		○						
上記以外換気扇スイッチ	機器納入、取付		○						

変更		発注者 新潟県土木部都市局営繕課	○○○○設計事務所		工事名称 ○○○○○○○○工事	図面番号 基-*
					図面名称 昇降機設備工事仕様書 Ver.070401	縮尺 Free　意匠 電気 構造 機械